

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
<p>請 27</p>	<p>(件名) 新型コロナウイルス感染症拡大下における看護職への施策強化および新人看護職員研修への支援を求めることについて</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス（以下COVID-19）の感染拡大に伴い、三重県でも昨年は医療従事者のための様々な施策を実現いただいたが、今年に入り陽性患者数も増加傾向が続く中で、特に人材が不足している看護職員への支援として、新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点とともに、今後の地域医療を担う看護職の育成という中長期的な視点からも以下の項目について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 陽性患者を受け入れられている医療機関において、病床などの清掃業務、配膳、リネン交換、荷物の受け取りなど、看護職員が本来担うべき業務以外の業務が、現在看護職員の大きな負担となり医療の現場を逼迫させる一因になっている。三重県におかれては、こうした勤務環境の改善への支援、また今年度実施されたような看護職への継続した支援を要望する。 2. 令和3年度の新人看護職員は、その基礎教育期間中、COVID-19の感染拡大のため看護職を養成する学校や大学等において現場教育ともいえる病院・施設での実習が中止となり座学に代替された。そのため、新人看護職員が配属される現場において丁寧かつ長期間な新人看護研修（OJT (on the job training) を含む）が必要であることが予想される。三重県におかれては、令和3年度の新人看護職員研修について、予算措置を含むご支援をいただくよう要望する。 	<p>津市観音寺町字東浦457-3 三重県看護連盟 会長 西川 利恵</p> <p>(紹介議員) 喜田 健児 石垣 智矢 山本佐知子 中瀬古初美 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 谷川 孝栄</p>	<p>3年・2月</p>

受理番号	件名及び概要	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
	<p>(理由) 陽性患者が増えるに従い、医療現場では看護職員の勤務配置の変更の必要があり、COVID-19患者病棟以外の看護職員が応援にまわること、他の病棟勤務の看護職員の業務負担も増え、厳しい勤務状況が続いている。厚生労働省においても清掃業務を委託できる業者の調査を開始したと伺うが、適切な医療業務を維持していくためにも県においても独自の支援策の検討が必要と考える。</p> <p>また、令和3年度の新人看護職員は現場実習の経験が十分とは言えず、昨年12月に厚生労働省も各都道府県に対して令和3年度の新人看護職員研修について研修内容などの配慮を検討するため4年間の教育に移行されるよう看護協会は求めているが、COVID-19でさらに実習時間が大幅に減った。多くの医療施設では、新人研修は3カ月ほどが一般的だが、令和3年度は6カ月でも十分ではないという現場の声が聞かれる。新型コロナウイルスの過酷な職場において自信を失うことなく、将来の地域医療の現場を支える担い手を育成するためにも、例年以上にきめ細かい新人研修が不可欠である。新人看護職員の早期離職防止や現場の看護職員の負担軽減のためにも、新人看護職員研修事業の拡充また医療機関の現場が新人看護職員を十分に研修できる支援をお願いする。</p>		

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び概要	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
<p>前段</p> <p>後段</p> <p>請 28</p>	<p>(件名) 日本の伝統文化の保存のため「精麻」の維持継承について</p> <p>(要旨) 1. 日本の伝統文化の保存継承に不可欠な素材である「精麻」(大麻繊維)生産の必要性について、県民への理解の周知・啓発とともに、精麻生産が県内で安定的に維持継承され、日本の伝統文化の保存継承に寄与できるよう進めていただくことをお願い申し上げます。</p> <p>2. 現在、国で大麻取締法見直しの検討が進められている。この機会に、大麻取締法の中で、繊維型大麻と薬物濫用の恐れのある薬理型大麻とを区分する基準を定め、繊維型大麻については、世界基準にしたがって通常の農作物として扱い、薬理型大麻については、より適切に安全管理ができるようにしていただくように国の関係機関に意見書を提出して頂くことをお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 1、古来より日本で繊維採取目的として栽培されてきた麻(大麻)は「繊維型大麻」と呼ばれ、薬物濫用の恐れのある薬理成分(テトラヒドロカンナビノール=THC)が極めて少ない品種で、これまでそれらの麻が薬物として濫用された例はない。又、「三重県大麻取扱者指導要領」では、本県で栽培される大麻草については「栽培のために使用する種子は、薬理成分である含有量が少ない品種とすること」と定められ、現在、三重県で栽培されている大麻草は、毎年、県による検査を受けTHC濃度が極めて低いものであるとの証明を受けたものである。</p>	<p>伊勢市神田久志本町1704番地 一般社団法人伊勢麻振興協会 代表理事 小串 和夫 ほか10名</p> <p>(紹介議員) 石垣 智矢 山本佐知子 中瀬古初美 廣 耕太郎 山内 道明 稲森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 谷川 孝栄 中村 進一 中川 正美</p>	<p>3年・2月</p>

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
	<p>繊維型の大麻草の茎から表皮を剥ぎ加工した繊維を「精麻」という。精麻は、神社の祭祀をはじめ、あらゆる場面で使用されている。大相撲の横綱、下駄・草履などの鼻緒、織物、畳糸、馬具、面や装束、弓の弦、鼓、漆器、和紙、左官材料（すさ）などとして精麻は広く使われてきた。茎は、茅葺屋根の材料として合掌造りやお盆に使う「しよろろばし」や伝統的な祭りの松明としても使われている。また、それを炭にした「麻炭」は花火の原料（助燃材）として不可欠なものである。七味唐辛子に入っている大きな種は麻の種である。このように、麻（大麻）は日本人の伝統文化や生活にとって大切な植物である。</p> <p>麻はかつて全国各地で栽培され、戦争直後は全国に37,000人の大麻栽培者がいたが、現在では国内でわずか33人となり、精麻の生産をおこなう麻農家に限れば、栃木県の11軒のみとなり、大半は高齢で後継者が決まっているのはわずか1軒である。まさに、精麻の生産は風前の灯である。もしも、精麻の生産が途絶えれば、神社祭祀ばかりでなく、伝統文化やそれに関連する産業が途絶える、もしくは正しい形で繋がらなくなってしまう。このような状況に、日本の伝統的な産業や文化に深く関わっている我々は大きな危機感を抱かずにはいられない。</p> <p>国内での精麻生産の存続が危ぶまれる中、神宮が鎮座し、日本人の心の故郷といわれる伊勢で精麻生産が始まったことは、我々の大きな喜びであり、希望となった。日本を代表する伝統文化を有する地として、三重県には全国から毎年多くの方々が訪れ、それが三重県の繁栄や発展に繋がってきた。したがって、三重県は日本の伝統文化の維持発展に貢献していく責任があると思ふ。</p> <p>前述のように、日本の精麻生産は危機的状況にある。三重県として日本の伝統文化の維持継承を進めていただくことをお願いし上げる。</p>		

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
	<p>2、大麻取締法は厚生労働省と農林水産省とが共同で管轄する法となっており、大麻の栽培については都道府県の免許制である。免許審査の基準は都道府県の知事の広範な裁量権に委ねられており、保健衛生上の観点と農業振興の観点から適切なバランスを考えて政策を決定する権限は各県に委ねられている。</p> <p>世界では、大麻草の栽培・利用については、含まれているTHCの量によって区別するのが常識となっている。例えば、EUではTHC含有量0.2%未満、カナダ、米国、中国ではTHC含有量0.3%以下の品種を産業用大麻と定義し、登録品種であれば国の定めた規則に従ってだれでも栽培することが可能となっている。</p> <p>しかしながら、日本（現行の大麻取締法）では、大麻草に含まれる薬理成分（THC）の含有量の多少にかかわらず、大麻草は原則として栽培禁止となっており、又、その一方で、解禁の基準設定が各都道府県の広範な裁量権に委ねられているという歪な形になっている。</p> <p>このような都道府県に対する過剰な責務を解消し、精麻生産の維持継承と薬物乱用防止の施策が両立しやすくなるように、繊維型大麻草と薬理型大麻草とを区別する基準を、大麻取締法に盛り込み改正を国に求めたいだけだいたいと存ずる。</p>		

精麻生産の維持継承と薬物乱用防止の両立を図るために 大麻草の栽培及び利用に関する検証等を求める意見書案

現行の大麻取締法では、大麻草を栽培するためには、都道府県知事の免許を受ける必要がある。その免許の審査基準は都道府県知事の裁量に委ねられており、保健衛生上の観点から、大麻草の栽培が原則禁止とされている中では、都道府県知事の判断は慎重なものとなることが多い。

一方で、大麻草は、精麻として神社の祭祀をはじめ、様々な場面で使用されており、日本の伝統文化にとって大切なものとなっている一面もある。

欧米などでは、大麻草の栽培及び利用について、薬理成分の含有量によって区分している国もあり、そのような国では、登録されている品種であれば、国の定めに従って栽培することが可能となっている。

よって、本県議会は、薬物乱用防止のより一層の強化を図りつつ、伝統文化の保存継承に大切な精麻を安定的に生産していくため、国において、大麻草の栽培及び利用に関して、十分な検証を行うとともに、薬理成分の含有量による区分の検討を進めるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

高齢者接種向けのワクチンの市町への配分について

1 概要

4月に出荷される高齢者接種向け新型コロナワクチンについて、本県に供給される51箱について、高齢者人口を基本としながら、各市町の個別状況等を勘案して配分します。

2 市町へのワクチンの配分案

(1) 4月に国から三重県へ出荷される高齢者向けワクチン

時期	供給量	備考
4月5日の週	2箱	接種開始は4月12日
4月12日の週	10箱	
4月19日の週	10箱	
4月26日の週	29箱	予定

(2) ワクチンの配分の基本的な考え方

- 4月に供給されるワクチンは数量が非常に限定されているため、本格接種を見据えた試行的な接種と位置付け、県内市町への配分については、高齢者人口を基本としながら、各市町の個別状況等を勘案し、最初の2箱目までは各市町に均等に行き渡るよう配分します。
- 3箱目以降の配分については、対象となる高齢者人口に対するワクチン配分量（配分率）を基本として、配分率に大きな差が生じないように配分します。

(3) 4月5日の週から4月19日の週までに供給されるワクチンの配分

- 高齢者人口の多い順に22市町を選定し、市町の個別状況をふまえた順番で配分します。

(4) 4月26日の週に供給されるワクチンの配分

- 県内全市町に1箱ずつ出荷されます。

出荷時期	配分先
4月5日の週	津市、四日市市
4月12日の週	桑名市、東員町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市、松阪市、伊勢市、南伊勢町、熊野市
4月19日の週	いなべ市、菰野町、多気町、明和町、玉城町、大紀町、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、紀北町
4月26日の週	木曾岬町、朝日町、川越町、大台町、度会町、御浜町、紀宝町、外22市町

(5) 5月3日の週以降に供給されるワクチンの配分

- 4月26日の週までの配分が計1箱のみである7市町の中から、高齢者人口の多い市町順に1箱ずつ配分します。（2箱配分完了）
- 全市町に各2箱ずつが行き渡った後の3箱目からは、高齢者用ワクチンの配分率（ワクチンの配分箱数／高齢者人口）に応じて配分することとし、配分率の低い市町から1箱ずつ配分します。